

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—2021年 新春号—



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に打ち
込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

雇用調整助成金 特例延長&大企業引き上げ

雇用調整助成金の特例措置の延長が、2月28日まで延長されました。今回の緊急事態宣言を受け、さらに再延長も検討されています。また、1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）の知事の要請を受けて営業時間の短縮に協力する飲食店等に対しては、雇用調整助成金の特例措置に係る**大企業の助成率を最大10/10**に引き上げる予定です。（中小企業はこれまでも最大10/10）

36協定届などが新しくなります

行政手続における**押印原則の見直し**の一環で、2021年4月から時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）の様式が新しくなります。新様式では

①労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。（ゴム印や印刷による記名は必要です。）

ただし、労働局のひな形を使う場合には、36協定届が労使協定を兼ねているため、労使双方の記名押印又は署名が必要ですので、**36協定の実務上はこの変更による影響は少ない**と考えられます。

②労働者代表が適正に選任されたことについてのチェックボックス☑が新設されます。

2021年4月1日以降は、新様式による届け出が必要ですが、**現在も新様式により届け出することも可能**です。

なお、36協定届だけでなく、労働基準法および最低賃金法の規定に基づき使用者に提出を求めている届出等についても、押印欄が削除された新様式に変更となります。

詳しくは弊社までお問合せください。

2021年の祝日移動について

2021年も、延期となったオリンピック開催予定の関係で、下記の祝日が移動となることが決まっています。

・「海の日」は7月19日から7月22日に変更

・「スポーツの日」は10月11日から7月23日に変更
・「山の日」は8月11日から8月8日に変更（8月9日が振替休日）

祝日移動の正式決定は2020年12月でしたので、**市販のカレンダーの多くは移動前の祝日で作成されています。ご注意ください。**

算定・賞与の総括表廃止と賞与不支給報告書新設

現在、算定基礎届と賞与支払届に添付している総括表が、行政手続の添付書類省略を進める流れの一環で、2021年4月1日から廃止されることになりました。

なお、これまでは、賞与支払予定月に賞与を支給しなかった場合には、賞与支払届総括表で届け出ることになっていました。4月以降は、**賞与を支給するときには新設された「賞与不支給報告書」により届け出ることになります。**

また、日本年金機構に登録している賞与支払予定月に変更がある場合には、賞与不支給報告書又は事業所関係変更（訂正）届の提出により変更することになる予定です。

弊所の体制について

弊社では新型コロナウイルス感染対策として、**職員のシフトを見直し対応**しております。引き続き、ご相談やお問合せはメールまたは家村携帯 09035225025 までお願いします。Zoom や Webex 等にも対応しております。

いつでもお問合せください。

電子申請

なら



弊社にお任せください。